



東京大学（駒場）駒場オープンラボラトリー  
施設整備事業の実施に関する方針

平成14年10月18日

東京大学

## 目 次

1. 特定事業の選定に関する事項.....	1
(1) 事業内容に関する事項.....	1
(2) 特定事業の選定方法等に関する事項.....	5
2. 民間事業者の募集及び選定に関する事項.....	5
(1) 民間事業者の選定方法.....	5
(2) 選定の手順及びスケジュール.....	6
(3) 応募手続等.....	7
(4) 応募者の備えるべき参加資格要件.....	9
(5)	

(2)	財政上、金融上の支援に関する事項 .....	18
(3)	その他の支援に関する事項 .....	18
<b>8.</b>	<b>その他特定事業の実施に関し必要な事項 .....</b>	<b>18</b>
(1)	情報公開及び情報提供 .....	18
(2)	入札に伴う費用負担 .....	18



を整備する必要がある。

以上のことから、本事業を実施するに際しては、財政負担の縮減及び民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用を図るため、PFI法に基づくこととし、効率的かつ効果的に本施設の建設、維持管理等を行い、国立大学における学術研究の発展に資する施設を整備することを目的とするものである。

#### 5) 施設概要

本事業では、以下に示す種別の研究室と、共有施設等をもつ、本施設を整備する。

- ・ ナノテク・材料系研究室
- ・ 生物系研究室
- ・ 情報系研究室

これらの施設については、フロア毎に研究室の種別を定めること

具体的な主要業務は次のとおりである。

- 見 保守管 翠 ● 事前調査業務（地質調査を含む）及びその関連業務
- 施設整備に係る設計（基本設計・実施設計）及びその関連業務



## (2) 特定事業の選定方法等に関する事項

### 1) 選定方法

大学は、以下の評価基準に基づき、大学自らが実施する場合に比較して、民間事業者が実施することにより効率的かつ効果的に事業が実施される場合に、本事業を特定事業として選定する。

ア 施設整備並びに維持管理等が同一水準にある場合において、国の財政負担の縮減が期待できること。

イ 国の財政負担が同一水準にある場合において、施設整備並びに維持管理等の水準の向上が期待できること。

### 2) 選定基準・手順

次の手順により客観的評価を行い、評価の結果を公表する。

ア コスト算出に定量的評価

イ 事業者に移転されるリスクの検討

ウ PFI事業として実施することの定性的評価

エ 上記ア～ウを見込んだVFM ( Value for Money ) の検討による総合的評価

### 3) 選定結果の公表方法

特定事業の選定を行ったときは、その判断の結果を、評価の内容と併せて、民間事業者の選定その他本事業の実施への影響に配慮しつつ、速やかに文部科学省大臣官房文教施設部施設企画課監理室ホームページ及び東京大学ホームページにより公表する。

また、本事業の実施可能性についての客観的な評価の結果等に基づき、特定事業の選定を行わないことにしたときにも、同様に公表する。

## 2. 民間事業者の募集及び選定に関する事項

### (1) 民間事業者

## (2) 選定の手順及びスケジュール

事業者選定にあたっての手順及びスケジュール(予定)は、下記の通りである。

平成14年10月18日	実施方針の公表
平成14年10月24日	実施方針の説明会
平成14年10月25日～30日	実施方針に関する質問・意見受付
平成14年12月3日	

2) 実施方針に関する質問受付、実施方針に関する質問回答公表

東京大学施設部企画課において、実施方針に対する民間事業者等からの質問を受け付ける。質疑応答は以下の要領にて行う。

【実施方針等に関する質問の提出】

ア 受付期間： 平成14年10月25日（金）～10月30日（水）

イ 提出方法： 質問の内容を簡潔にまとめ、質問書（様式1）に記入の上、  
電子メール、

FAX : 03-5841-2228

電子メールアドレス : : [pfi-komaba@adm.u-tokyo.ac.jp](mailto:pfi-komaba@adm.u-tokyo.ac.jp)

ウ 公表 : 質問に対する回答は





格」第 1 章第 4 条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記 2 の点数）が次の点以上であること。

建築一式工事	1050 点
電気工事	950 点
管工事	950 点

なお、複数の工事を同一の企業が実施することは、差し支えない。  
また、各工事を複数の企業が共同して実施することは差し支えない。ただし、この場合においては、共同して工事を実施する全ての応募企業又は応募グル

その他の一切の処分を行ってはならない。

#### (5) 審査及び選定に関する事項

##### 1) 審査に関する基本的な考え方

- ア 審査は、学識経験者等で構成する「審査会」にて行うものとし、審査会のメンバー及び審査会で定める事業者選定基準は入札説明書と併せて公表する。
- イ 審査会において、建築計画、事業計画、維持管理計画、資金計画等の各面から総合的に提案書の審査を行い、落札者を選定する。
- ウ 審査会において、落札者を選定するまでの間に、応募企業又は応募グループの構成員が予決令第70条及び第71母債 岬も埋ぬね憤す貌いひ黙

特定事業の選定を取り消す場合には、この旨を速やかに公表する。

## **(8) 提出書類の取扱い**

### **1) 著作権**

応募者から提出された資料の著作権は、応募者に帰属する。

ただし、本事業において公表及びその他大学が必要と認める時には、大学は提案書の全部又は一部を使用できるものとする。

また、契約に至らなかった応募者から提出された資料については、本事業の公表以外には応募者に無断で使用しない。なお、提案を受けた書類は返却しない。

### **2) 特許権等**

応募者の提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として提案を行った応募者が負う。

ただし、大学がその事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を指定した場合において、入札説明書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、応募者がある存在を知らなかったときは、大学が責任を負う。

## **3. 選定事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項**

### **(1) 予想される責任及びリスクの分類と官民間での分担**

#### **1) 責任分担の考え方**

本事業における責任分担の考え方は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、選定事業者が担当する業務については、選定事業者が責任を持って遂行し、業務に伴い発生するリスクについては、原則として選定事業者が負うものとする。ただし、大学が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、大学が責任を負うこととする。

#### **2) 予想されるリスクと責任分担**

大学と選定事業者の責任分担は、原則として添付資料1「リスク分担表(案)」によることとする。

ただし、選定事業者が責任を負うべきとしたリスクで大学が責任を負うべき合







イ 選定事業者が倒産し、又は選定事業者の財務状況が著しく悪化し、その結

**(2) 財政上、金融上の支援に関する事項**

本事業は日本政策燈cal



(様式1)

平成 月 月 日

## 実施方針に関する質問書

「東京大学(駒場)駒場オープンラボラトリー施設整備事業 実施方針」及び配付資料について、質問事項がありますので、提出します。

質 問 者	会社名	
	所在地	
	所属/担当者名	
	電話	
	FAX	
	E-mail	
	資料名等	

(様式2)

平成 月 月 日

## 実施方針に関する意見書

「東京大学(駒場)駒場オープンラボラトリー施設整備事業 実施方針」及び配付資料について、意見及び具体的な提案がありますので、提出します。

意見者	会社名							
	所在地							
	所属/担当者名							
	電話							
	FAX							
E-mail								
意見項目	資料名等	項目	頁	1.	(1)	1)	ア	
	実施方針	資格要件	10	2	4	2	ア	5

記載例

